



税関による専利権侵害物品の差止め実施規則

(台湾経済部による2014年3月24日公布施行)

2014年4月2日作成

水際保護に係る専利法の第97条の新設条文の実施に整えるため、「税関における専利権侵害物品差押実施規則」の制定を進めて、「税関による専利権侵害物品の差止め実施規則草案」が、各界とも共通認識を達成した。台湾経済部は2014年3月24日付の知的財産局による経智字第10304601440号にて「税関による専利権侵害物品の差止め実施規則(海関査扣侵害専利権物実施弁法)」を3月24日から正式に実施開始することを公布した。

同規則のポイントは次のとおり。

1. 差止め申請に提出必須の権利証明書類のうち、実用新案権については実用新案技術評価書を添付しなければならない。添付書類で最も重要なのは権利侵害分析報告と税関が差止め対象物を認識できるに足る説明(輸入者、統一番号、申告番号、貨物名、型番、規格、輸入予定日付、輸入港又は運輸ツールなど)である。
2. 申請者は税関が査定した当該輸入貨物の課税価格に相当する保証金を担保として供託しなければならず、また差止め後12日以内に権利訴訟を提起しなければならない。被差止め人は2倍の保証金を供託し、税関がサンプルとして代表的な物品を抜き取ったのちに、通関(差止め廃止)することができる。
3. 税関は差止めを実施する前に、申請者に協力するよう通知することができ、差止め後、双方の当事者は税関に対し、差止め物品の検査を申請することもできるが、差止め物品の機密資料保護を損なってはならない。
4. 当事者が保証金の返還を申請するには、勝訴確定判決書又は和解書などの書類のコピーを添付しなければならない。

ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。



税関による専利権侵害物品の差止め実施規則

第1 条 本規則（弁法）は専利法（以下、本法と略する）第97 条の4 の規定に基づきこれを定める。

第2 条

専利権者は、輸入される物品について、その専利権を侵害する虞がある場合、書面をもって貨物輸入地の税関へ差止めを申請し、並びに次の資料を添付しなければならない。：

1. 権利侵害を証明する書類：実用新案権者の場合、実用新案技術評価書（中文：新型専利技術報告書）を添付しなければならない。
2. 申請者の身分証明書、法人証明書又はその他資格証明書のコピー。
3. 権利侵害分析報告書及び権利侵害疑義物品と識別するに足る説明、並びに権利侵害疑義物品の貨物サンプル又は写真、カタログ、図等の資料及びその電子ファイル。
4. 税関が差止め対象物を識別するに足る説明。例：輸入者、統一番号、申告番号、貨物名、型番、規格、輸入予定日付、輸入港又は運輸ツール等。
5. 代理人が申請を提出する場合には、委任状を添付しなければならない。

専用実施権者は、その授権範囲内において、前項の申請をすることができる。

第1 項の申請資料について補正する必要がある場合、税関は申請者に補正を通知しなければならず、補正前における税関手続きは影響を受けることはない。

第3 条



差止めの申請が前条の規定に符合する場合、税関は速やかに申請者に
対し、税関が査定した当該輸入貨物の課税価格に相当する保証金又は以
下に挙げる担保を供託するよう通知しなければならない。

1. 政府発行の公債。
2. 銀行の定期預金証書。
3. 信用協同組合の定期預金証書。
4. 投資信託会社の1年以上の普通信託証書。

- 4 -

5. クレジット・ファシリティー機関の保証。

前項第1号から第4号の担保は、税間に質権設定しなければならない。

申請者が第1項の保証金又は相当の担保を供託する前においては、税
関は輸入貨物の通関規定に基づき権利侵害疑義貨物を処理する。

第4 条

税関は差止めを実施する前に、申請者に協力するよう通知することが
でき、申請者が正当な理由なく税関での執行に協力できない場合、税関
は輸入貨物の通關規定に基づき権利侵害疑義物品を処理する。

第5 条

税関は審査により差止めの申請が前3条の規定に符合する場合、速や
かに差止めを実施し、並びに書面をもって申請者及び被差止め人に通知
しなければならない。

第6 条

申請者又は被差止め人は、本法第97条の1 第5項の規定により、被
差止め物品の検査を申請する場合、書面にて貨物輸入地の税関にこれを
申請しなければならない。



前項の検査は、税関が指定した時間、場所及び方法によりこれを行わなければならない。

税関は前項を指定する時、差止め物品の機密資料保護を損なわないよう注意しなければならない。

第7 条

申請者は税関が第5 条の規定に基づく書面による差止め通知の翌日から12 日以内に、本法第96 条の規定により、差止めした権利侵害疑義物品について訴訟を提起し、並びに税関に通知しなければならない。差止め実施前に訴訟を提起済みの場合も、税関に通知しなければならない。

前項の期限について、税関は本法第97 条の2 第2 項の規定により、必要に応じて12 日延長することができる。

第8 条

被差止め人が、本法第97 条の1 第4 項により差止め申請を取り下げる場合、書面をもって貨物輸入地の税関に申請し、並びに第3 条第1 項の税関が査定した当該輸入貨物の課税価格の2 倍の保証金又は相当の担保を供託しなければならない。

前項の担保は、第3 条第1 項及び第2 項の規定により処理する。

第9 条

以下の一つに該当する場合、申請者又は被差止め人は書面にて、関連証明書類を添付した上で貨物輸入地の税関に差止め申請を取り下げなければならない。

1. 本法第97 条の2 第1 項第2 号の、差止め物品が専利権侵害物品で

- 5 -

あるとして申請人が提起した訴訟が裁判所により棄却されたことが



確定した場合。

2. 本法第97 条の2 第1 項第3 号の、差止め物品が裁判所の判決により、専利権侵害物品に属しないと確定された場合。

第10 条

本法第97 条の2 第1 項の規定により差止めを取り下げた場合、税関は輸入貨物通関規定により、処理しなければならない。

前項が本法第97 条の2 第1 項第5 号による差止め取り下げの場合、税関は代表的なサンプルを抜き取ることができる。

第11 条

申請者又は被差止め人は、本法第97 条の3 第3 項又は第4 項の規定により、税関へ保証金又は担保の返還を申請する場合、その理由を説明し、以下の書類がある場合は、これを添付しなければならない。

1. 裁判所の判決書及び判決確定証明書又は裁判所の確定判決と同じ効力を有する証明書類のコピー。